

平成28年（2016年）

第2回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2016.5.26 調製

平成28年(2016年)第2回町田市議会定例会日程一覧表

※5月26日(木) 告示 議案配付 議会運営委員会
 ※5月30日(月) 正午 一般質問通告締切
 ※5月30日(月) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ
 5月31日(火) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
6	2	木	本 会 議 議会運営委員会	町田市交通政策特別委員会中間報告 報告第3号～報告第8号 ———— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第59号議案 ———— 提案理由説明 第51号議案～第58号議案 ———— 提案理由説明	
	3	金	議案説明会 全員協議会		
	4	⊕			
	5	⊖			
	6	月	議案調査		請願・陳情受付締切 午後5時
	7	火	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分
	8	水	本 会 議	一般質問	
	9	木	本 会 議	一般質問	
	10	金	本 会 議	一般質問	
	11	⊕			
	12	⊖			
	13	月	本 会 議	一般質問	
	14	火	本 会 議 議会運営委員会	第53号議案～第58号議案 ———— 質疑 — 付託 第51号議案、第52号議案 ———— 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	15	水	常任委員会	文教社会・建設	
	16	木	常任委員会	総務・健康福祉	
	17	金	常任委員会	常任委員会予備日	
	18	⊕			
	19	⊖			
	20	月	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	21	火	議事整理		
	22	水	議事整理		
	23	木	議事整理		
	24	金	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ———— 質疑 — 表決 議員提出議案 ———— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

平成28年第2回定例会は、6月2日（木）に招集され、6月24日（金）までの23日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算2件、条例3件、その他が10件となっています。

予算案は、平成28年度（2016年度）町田市一般会計補正予算（第1号）などが上程されています。条例案は、町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

第51号議案 平成28年度（2016年度）町田市一般会計補正予算（第1号）

第52号議案 平成28年度（2016年度）町田市下水道事業会計補正予算（第1号）

第53号議案 町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

※ 町田市子ども発達センター（すみれ教室）で、児童福祉法第6条の2の2に規定する保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業等を実施するため、所要の改正をするものです。

第54号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

※ 小川・鶴間地区の町区域の新設及び住居表示の実施に伴い、当該区域に所在する学童保育クラブの位置の表記を改めるため及び三輪小学校区内に学童保育クラブを新設するため、所要の改正をするものです。

第55号議案 町田市立学校設置条例の一部を改正する条例

※ 小川・鶴間地区の町区域の新設及び住居表示の実施に伴い、当該区域に所在する町田市立学校の位置の表記を改めるため、所要の改正をするものです。

第56号議案 町田市立鶴川第一小学校給食棟改築他工事請負契約

※ まちだ未来づくりプランの実現のために策定された「町田市新5ヵ年計画」に基づき、老朽化した小学校の教育環境を改善するため、鶴川第一小学校の給食棟改築及び既存校舎解体に係る工事請負契約を締結するものです。

第57号議案 小野路球場夜間照明施設設置工事請負契約

※ 町田市スポーツ推進計画アクションプランに掲げている夜間照明施設整備事業に基づき、既存施設の利用時間延長のため、小野路球場の夜間照明施設設置に係る工事請負契約を締結するものです。

第58号議案 新小川橋補修等工事に関する施工協定

※ 田園都市線上に架かる新小川橋の補修・補強工事を施工するため、工事に関する施工協定を締結するものです。

第59号議案 損害賠償の額の決定について

※ 小山市民センターの屋根から落下した雪によって敷地内の駐車場に駐車していた乗用車が破損したことに伴う損害賠償の額を決定するものです。

【報告承認案件】

報告第3号 平成27年度（2015年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求めることについて

報告第4号 町田市市税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

※ 地方税法の改正に伴い、関連する規定を整備した一部改正条例について、専決処分の承認を求めるものです。

報告第5号 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

※ 地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の見直し、並びに国民健康保険税の軽減措置拡充を行うことについて、専決処分の承認を求めるものです。

報告第6号 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

※ 厚生労働省令の改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護従業者が同一敷地内にある該当施設等の職務に従事できる場合の規定に地域密着型通所介護事業所を加えることについて、専決処分の承認を求めるものです。

報告第7号 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

※ 厚生労働省令の改正に伴い、指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が同一敷地内にある該当施設等の職務に従事できる場合の規定に地域密着型通所介護事業所を加えることについて、専決処分の承認を求めるものです。

報告第8号 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

- ※ 多子世帯の保育料負担軽減及びひとり親世帯等の保育料負担軽減を行うために利用負担額等の改正を行うものについて専決処分の承認を求めるものです。

平成28年度6月補正予算

6月補正予算の概要

6月補正予算では、国・東京都の制度を活用し、低年齢児の待機児童解消を目的とした保育士資格取得の補助や、中学生を対象とした放課後学習教室にICT機器等を導入し、効果的・効率的な学習支援を行います。

また、東京都が実施する鶴見川河川改修工事に伴い、(仮称)新函師川島橋を整備します。

そのほか、公共工事設計労務単価の引き上げに伴う増額補正を行います。

一般会計	4,685万5千円
特別会計	297万6千円
計	4,983万1千円

補正予算の主な内容

1 子育て・教育環境のさらなる充実のために

- ・保育従事職員資格取得支援事業 120万円
- ・中学生学習支援促進事業 646万円

2 その他

- ・(仮称)新函師川島橋整備事業 1,250万円
- ・公共工事設計労務単価の引き上げに伴う増額補正
 - 一般会計 2,012万円
 - 下水道事業会計 298万円

特別会計の補正額

- ・下水道事業会計 298万円

2016年度6月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分	補正前の額		補 正 額	計		
		構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計	140,226,538	53.4	46,855	140,273,393	53.4	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	51,499,411	19.6	—	51,499,411	19.6
	下 水 道 事 業 会 計	13,562,200	5.2	2,976	13,565,176	5.2
	介 護 保 険 事 業 会 計	30,880,355	11.8	—	30,880,355	11.8
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	9,658,386	3.7	—	9,658,386	3.7
	病 院 事 業 会 計	16,667,715	6.3	—	16,667,715	6.3
	収 益 的	15,290,470	5.8	—	15,290,470	5.8
	資 本 的	1,377,245	0.5	—	1,377,245	0.5
	小 計	122,268,067	46.6	2,976	122,271,043	46.6
合 計	262,494,605	100.0	49,831	262,544,436	100.0	

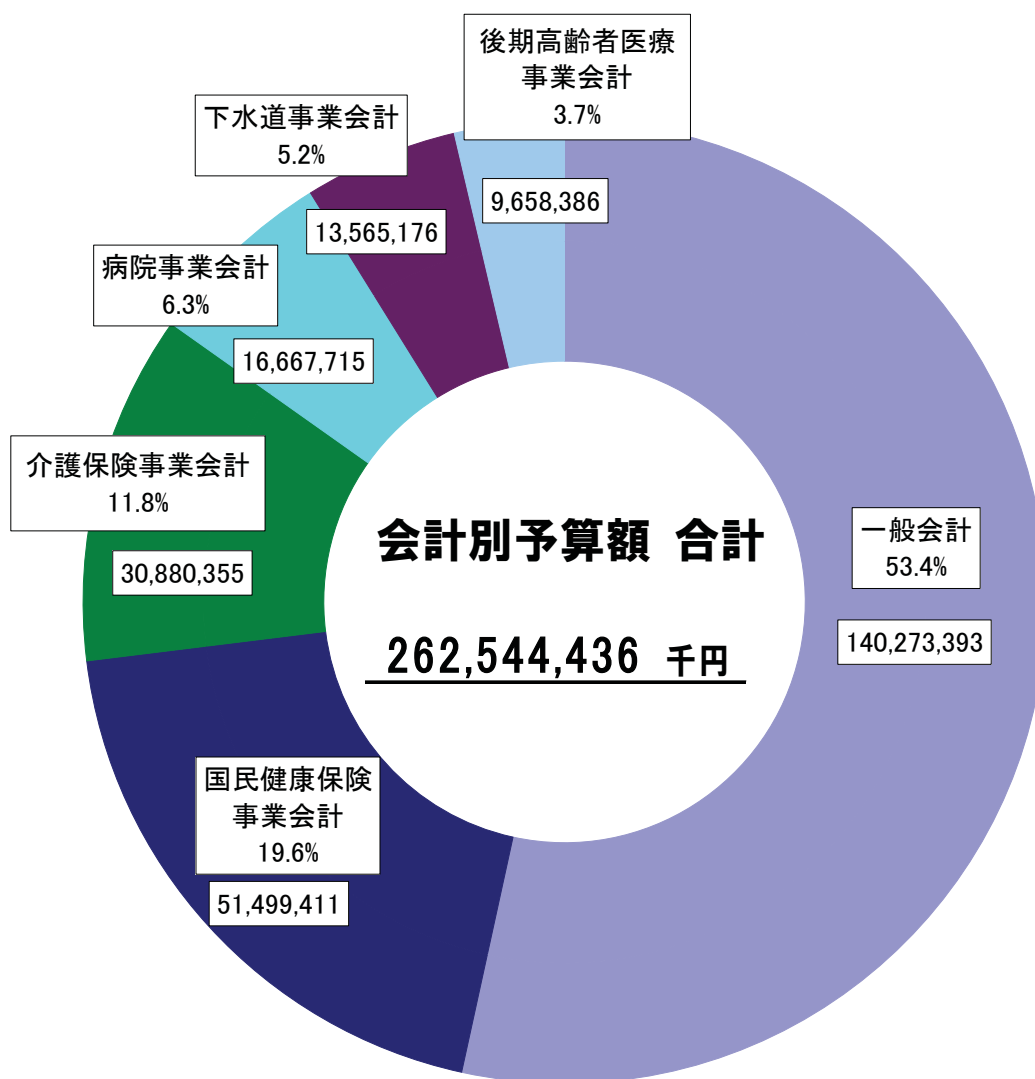
【概要】

- 一般会計の補正額は4,685万5千円で、補正後の全会計予算総額2,625億4,443万6千円に対する一般会計の構成比は53.4%です。
- 下水道事業会計の補正額は、公共工事設計労務単価の引き上げ分を計上し、補正額は297万6千円です。

2016年度 会計別予算構成

<6月補正後>

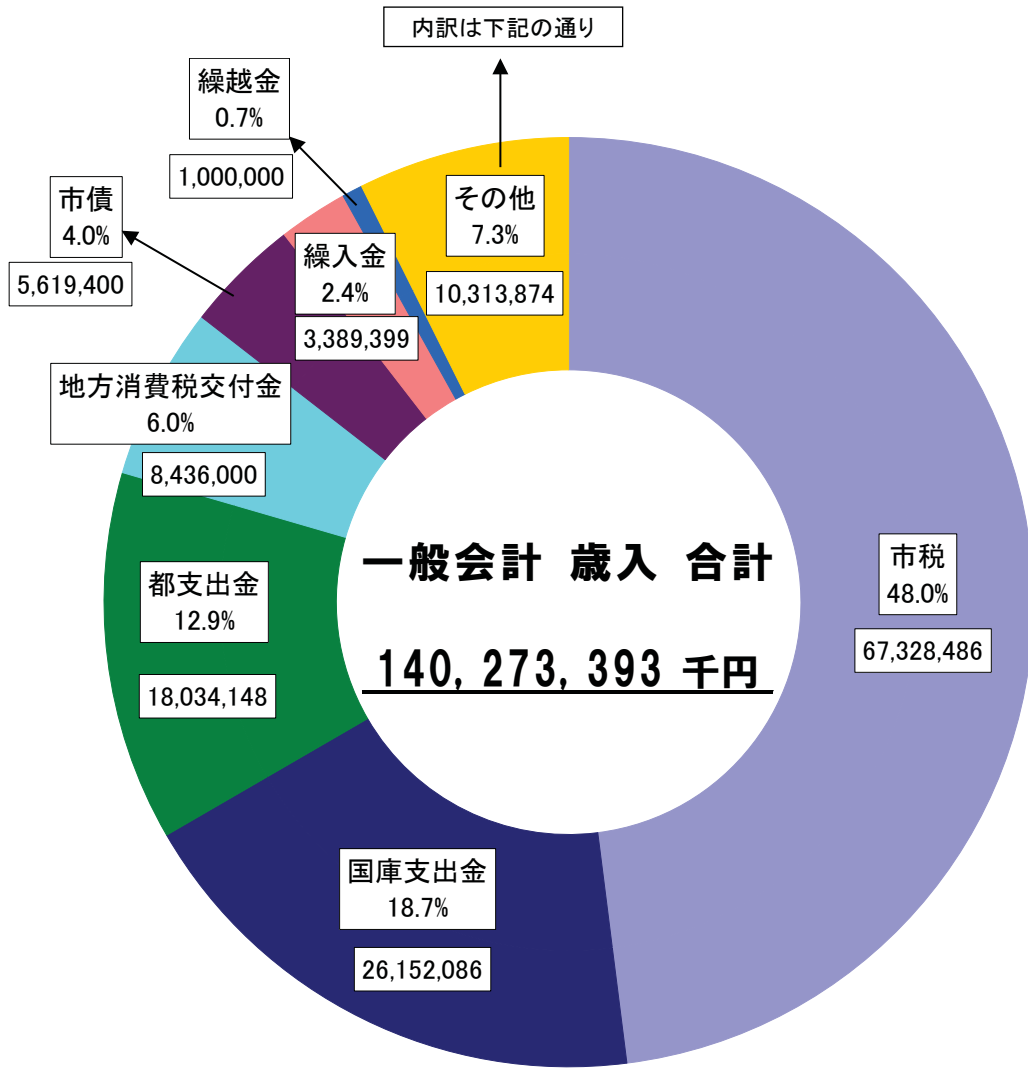
(単位:千円)



2016年度 一般会計 歳入予算内訳

<6月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,247,857	地方交付税	490,000
分担金及び負担金	1,531,301	自動車取得税交付金	329,001
諸収入	1,221,242	地方特例交付金	308,000
配当割交付金	951,000	利子割交付金	173,000
財産収入	689,520	交通安全対策特別交付金	53,000
地方譲与税	677,001	寄附金	40,952
株式等譲渡所得割交付金	562,000	ゴルフ場利用税交付金	40,000

2016年度6月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	679,921 (0.5%)	—	679,921 (0.5%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	14,487,264 (10.3%)	2,470	14,489,734 (10.3%)	—	—	1,300	—	1,170
3. 民生費	75,517,649 (53.9%)	5,490	75,523,139 (53.9%)	3,300	600	—	—	1,590
4. 衛生費	12,777,105 (9.1%)	—	12,777,105 (9.1%)	—	—	—	—	—
5. 労働費	38,421 (0.0%)	—	38,421 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	326,514 (0.2%)	227	326,741 (0.2%)	—	—	—	—	227
7. 商工費	864,758 (0.6%)	—	864,758 (0.6%)	—	—	—	—	—
8. 土木費	11,412,058 (8.2%)	24,599	11,436,657 (8.2%)	444	419	5,300	—	18,436
9. 消防費	5,372,141 (3.8%)	—	5,372,141 (3.8%)	—	—	—	—	—
10. 教育費	12,313,798 (8.8%)	14,069	12,327,867 (8.8%)	—	7,002	1,300	—	5,767
11. 災害復旧費	86 (0.0%)	—	86 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,336,823 (4.5%)	—	6,336,823 (4.5%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	140,226,538 (100.0%)	46,855	140,273,393 (100.0%)	3,744	8,021	7,900	—	27,190

【概要】

6月補正予算の主なもの

- 款3. 民生費 高等職業訓練給付金 (3.6百万円)
 保育従事職員資格取得支援事業補助金 (1.2百万円)
- 款8. 土木費 橋梁整備工事負担金 (12.5百万円)、下水道事業会計繰出金 (3.0百万円)
- 款10. 教育費 I C T機器等備品購入費 (6.5百万円)

○債務負担行為補正の内容 (期間・限度額・総事業費)

- 追加: (仮称)新函師川島橋整備事業 (2016~2017年度・0.6億円・0.8億円)
- 限度額の変更: 南町田駅周辺土地区画整理事業 (2016~2020年度・22.2→22.4億円・23.2→23.4億円)

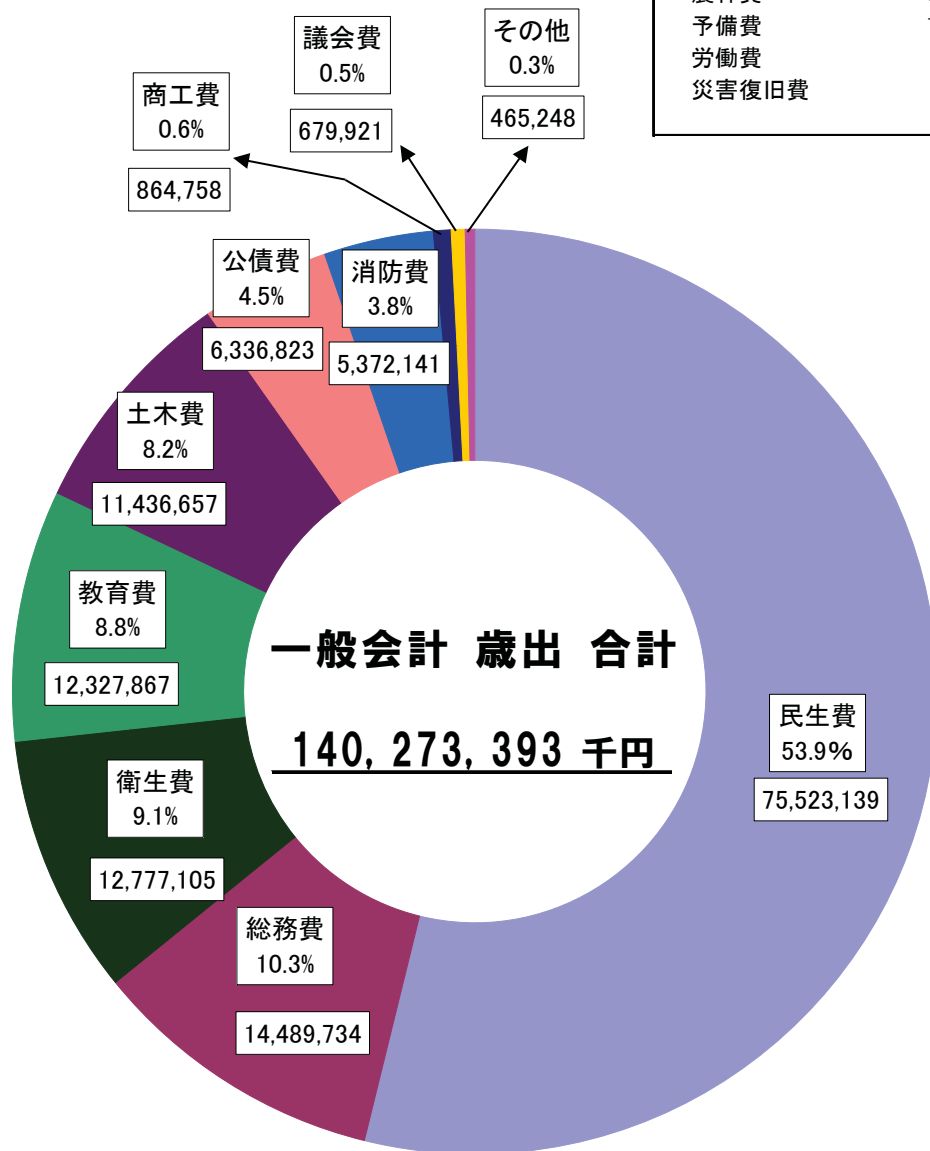
2016年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<6月補正後>

(単位:千円)

その他の内訳

農林費	326,741
予備費	100,000
労働費	38,421
災害復旧費	86



2016年度6月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	23,057,103	16.4	—	23,057,103	16.4
	職 員 給 与 費	19,610,406	14.0	—	19,610,406	14.0
	特別職給与費等	3,446,697	2.4	—	3,446,697	2.4
	扶 助 費	48,093,807	34.3	—	48,093,807	34.3
	公 債 費	6,336,822	4.5	—	6,336,822	4.5
	計	77,487,732	55.2	—	77,487,732	55.2
投 資 的 経 費		9,933,954	7.1	30,530	9,964,484	7.1
そ の 他 経 費	物 件 費	21,583,132	15.4	8,549	21,591,681	15.4
	維 持 補 修 費	1,094,531	0.8	—	1,094,531	0.8
	補 助 費 等	12,046,756	8.6	4,800	12,051,556	8.6
	繰 出 金	17,510,426	12.5	2,976	17,513,402	12.5
	出 資 金 ・ 貸 付 金	8,601	0.0	—	8,601	0.0
	積 立 金	461,406	0.3	—	461,406	0.3
	予 備 費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	52,804,852	37.7	16,325	52,821,177	37.7
歳 出 合 計		140,226,538	100.0	46,855	140,273,393	100.0

【概要】

6月補正予算の主なもの

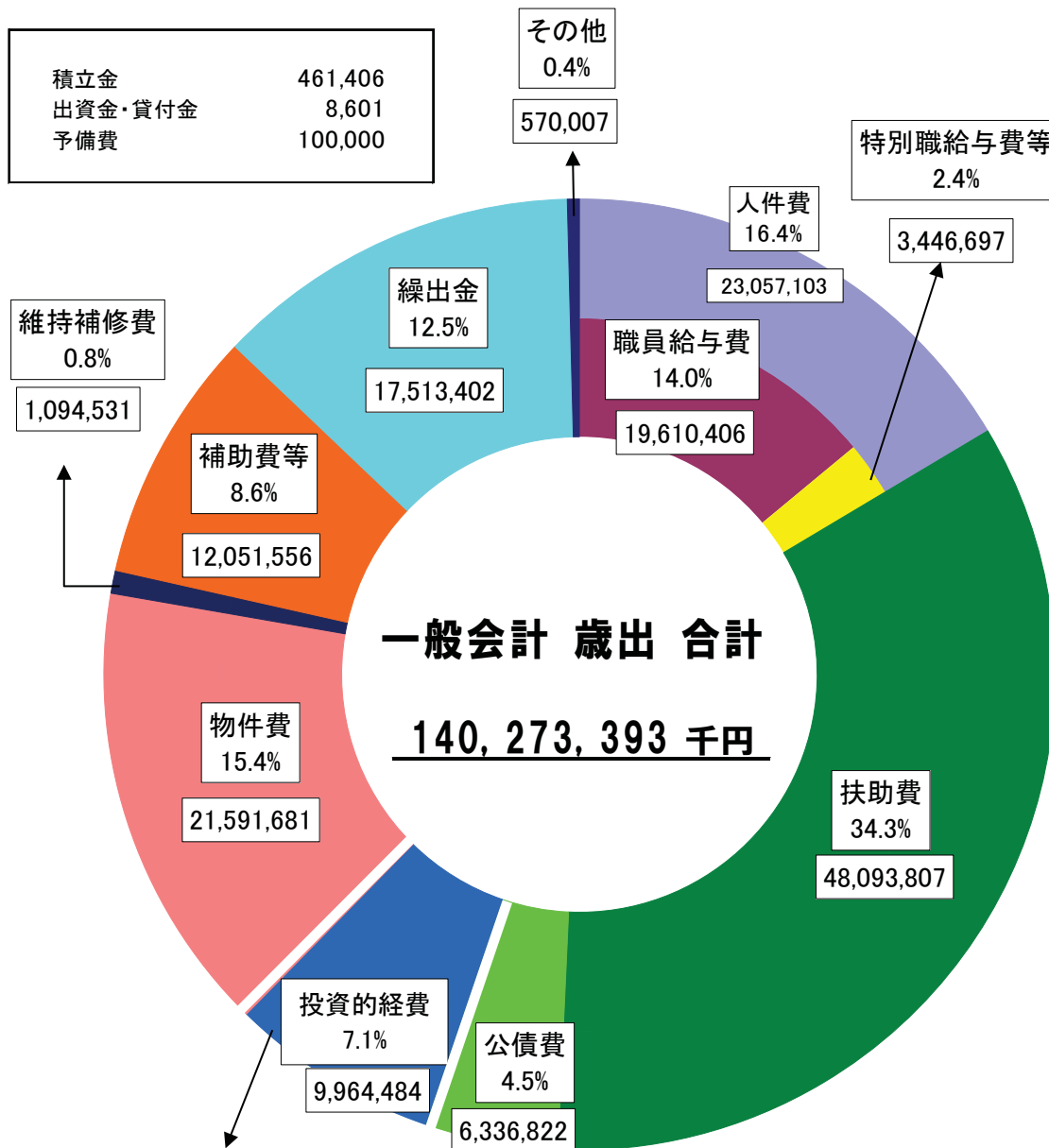
- 投資的経費 橋梁整備工事負担金 (12.5百万円)
- 物件費 I C T機器等備品購入費 (6.5百万円)
- 補助費等 高等職業訓練給付金 (3.6百万円)
保育従事職員資格取得支援事業補助金 (1.2百万円)
- 繰出金 下水道事業会計繰出金 (3.0百万円)

2016年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<6月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)



積立金	461,406
出資金・貸付金	8,601
予備費	100,000

特別職給与費等	2.4%	3,446,697
---------	------	-----------

投資的経費 内訳

総務費	1,444,444	土木費	3,841,246
民生費	1,803,193	消防費	488,159
衛生費	641,092	教育費	1,712,543
農林費	31,936	災害復旧費	6
商工費	1,865		

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第53号議案 町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 町田市子ども発達センター（すみれ教室）で、児童福祉法第6条の2の2に規定する保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業等を実施するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容に、保育所等訪問支援、障害児相談支援及び計画相談支援に関する規定を加えます。 ○ 使用料等に関して、保育所等訪問支援、障害児相談支援及び計画相談支援について、それぞれの規定を加えます。 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達に関し支援が必要な児童が通う保育園・幼稚園等をすみれ教室職員等が訪問し、他の児童との集団生活に適応できるように、適切かつ効果的に支援が行えるようになります。 ○ すみれ教室を利用する発達に支援が必要な児童について、心身の状況・環境・意向に配慮した、適切な支援が利用できるように計画を作成することができるようになります。 			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 すみれ教室所長 山之内</p>	<p>電話</p>	<p>726-6570</p>

議案概要

議案名	第54号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

小川・鶴間地区の町区域の新設及び住居表示の実施に伴い、当該区域に所在する学童保育クラブの位置の表記を改めるため及び三輪小学校区内に学童保育クラブを新設するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市学童保育クラブの位置の表記の改正(平成28年7月18日施行)

学童保育クラブ名	改正後	改正前
南第一さくら学童保育クラブ	町田市南町田一丁目10番1号	町田市鶴間187番地
鶴間ひまわり学童保育クラブ	町田市鶴間四丁目17番1号	町田市鶴間1,083番地

○ みわっこ学童保育クラブ新設(平成29年4月1日施行)

学童保育クラブ名	位置	定員
みわっこ学童保育クラブ	町田市三輪町330番地1	45名

※設置場所：三輪小学校 校庭

【議案の法的根拠】

○ 住居表示に関する法律第3条第1項(住居表示の実施手続)

【改正することにより何が変わるか】

○ 三輪小学校区にある学童保育クラブを三輪小学校内に新設することにより、児童の通所における安全性が確保されます。

問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤	電話	724-2182
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第55号議案 町田市立学校設置条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
小川・鶴間地区の町区域の新設及び住居表示の実施に伴い、当該区域に所在する町田市立学校の位置の表記を改めるため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 町田市立学校の位置の表記の改正(平成28年7月18日施行)			
学校名	改正後	改正前	
南第一小学校	町田市南町田一丁目10番1号	町田市鶴間187番地	
鶴間小学校	町田市鶴間四丁目17番1号	町田市鶴間1,083番地	
【議案の法的根拠】			
○ 住居表示に関する法律第3条第1項(住居表示の実施手続)			
○ 学校教育法施行令第25条第3号(市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出)			
問合せ先	学校教育部 学務課長 田中		電話 724-2176

議案概要

議案名	第56号議案 町田市立鶴川第一小学校給食棟改築他工事請負契約
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

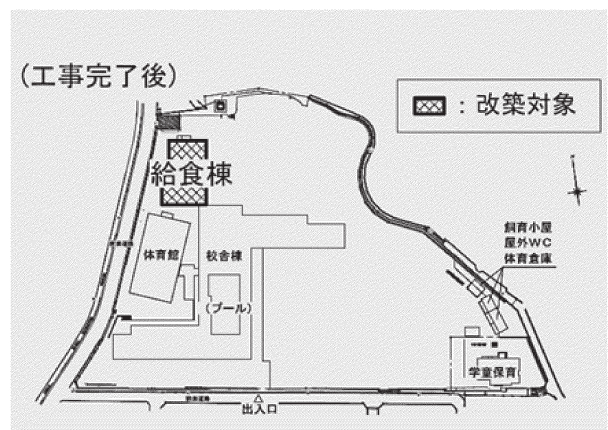
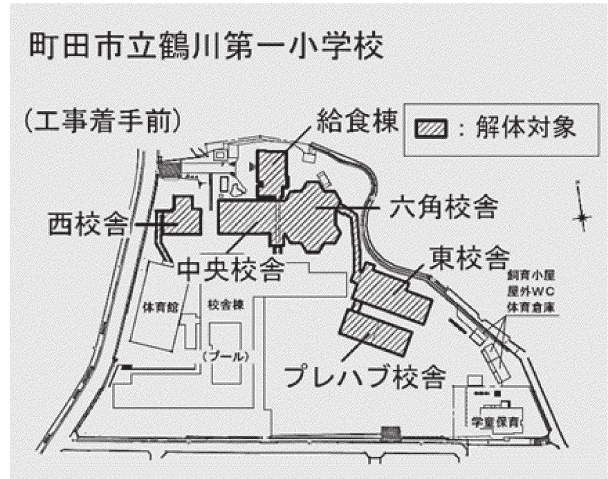
まちだ未来づくりプランの実現のために策定された「町田市新5ヵ年計画」に基づき、老朽化した小学校の教育環境を改善するため、鶴川第一小学校の給食棟改築及び既存校舎解体に係る工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 工事内容
 - ・ 給食棟改築
検収室、食品庫、下処理室
調理室、洗浄室、牛乳パン荷受室
ワゴンプール、休憩室 他
 - ・ 既存校舎解体
西校舎、中央校舎、給食棟、六角校舎、
東校舎、プレハブ校舎

- 構造
 - ・ 給食棟 : 鉄筋コンクリート造
2階建て
 - ・ 既存校舎 : 鉄筋コンクリート造
3階建て
一部プレハブ造
平屋建て

- 延床面積
 - ・ 給食棟 568.19㎡
 - ・ 既存校舎 合計5,094㎡



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 町田市立鶴川第一小学校給食棟改築他工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 410,670,000円
- 契約相手方 東京都町田市中町一丁目25番9号
システム・ハウジング株式会社
代表取締役 渋谷 俊彦
- 工期 契約確定の日から2018年3月16日まで

問合せ先	財務部 契約課長 白川	電話	724-2523
	財務部 営繕課長 徳重		724-1293

議案概要

議案名	第57号議案 小野路球場夜間照明施設設置工事請負契約
-----	----------------------------

【議案提出の目的】

町田市スポーツ推進計画アクションプランに掲げている夜間照明施設整備事業に基づき、既存施設の利用時間延長のため、小野路球場の夜間照明施設設置に係る工事請負契約を締結するものです。

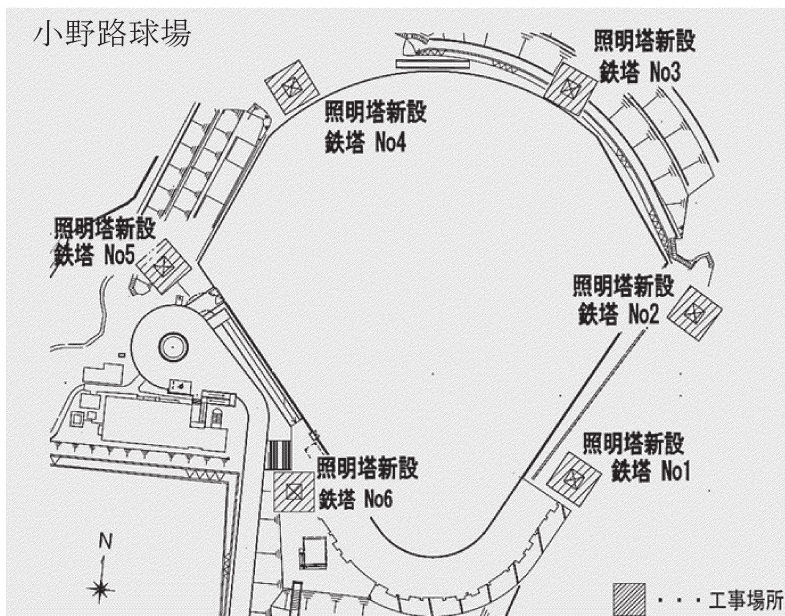
【議案の内容】

○ 工事内容

- ・ LED 照明に伴う新設電気設備工事
(屋外野球場Ⅱ類相当)
内野：平均照度 750LX 以上
外野：平均照度 500LX 以上
- ・ 照明塔工事 他

○ 工作物概要

- ・ 鉄骨造 夜間照明塔 6 塔
No. 1 (H=35.4m)
No. 2 (H=35.36m)
No. 3 (H=28.99m)
No. 4 (H=29.01m)
No. 5 (H=30.09m)
No. 6 (H=28.51m)



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号 (契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項 (議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条 (議決に付すべき契約)

【契約の概要】

- 契約目的 小野路球場夜間照明施設設置工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 545,724,000 円
- 契約相手方 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サンシャイン60 31階
九電工・協立特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 九電工 東京本社
代表取締役副社長執行役員東京本社代表 猪野 生紀
- 工期 契約確定の日から2017年3月17日まで

問合せ先	財務部 契約課長 白川	電話	724-2523
	財務部 営繕課長 徳重		724-1293

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第58号議案 新小川橋補修等工事に関する施工協定</p>		
<p>【議案提出の目的】 東急田園都市線を跨ぐ新小川橋(市道南54号線)の補修・補強工事を実施するため、工事に関する施工協定を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 新小川橋の補修・補強工事を実施します。鉄道の運転保安上等の理由により、工事については、東京急行電鉄株式会社に委託します。</p> <p>○ 橋梁の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在 町田市つくし野四丁目9番地先 田園都市線つくし野駅北 ・ 橋梁長 22.98m 幅員 8.8m PC橋 竣工年 1967年 <p>○ 工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 桁補修工事 耐震補強・剥落防止・ 断面修復・塗装 ・ 電気工事 ・ 仮設工事 等 <div data-bbox="858 589 1442 992" style="text-align: right;"> <p>新小川橋位置図</p> </div> <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） <p>【協定の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新小川橋補修等工事 ○ 協定金額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 259,956,000円 ○ 協定相手方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都渋谷区南平台町5番6号 東京急行電鉄株式会社 取締役社長 野本 弘文 ○ 協定期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定確定の日から2018年3月31日まで 			
<p>問合せ先</p>	<p>建設部 道路補修課長 原田</p>	<p>電話</p>	<p>724-4458</p>

議案概要

議案名	第59号議案 損害賠償の額の決定について		
<p>【議案提出の目的】 小山市民センターの屋根から落下した雪によって敷地内の地上駐車場に駐車していた乗用車の破損したことに伴う損害賠償の額を決定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 損害賠償の額 705,088 円</p> <p>【経緯】 ○ 2016年1月20日、小山市民センターの屋根から雪が落ち、地上駐車場に駐車していた乗用車を破損したものです。損害賠償の額について、双方同意の結果、示談が成立したものです。</p>			
問合せ先	市民部 小山市民センター長 大塚	電話	798-1927



この冊子は、400部作成し、1部あたりの単価は170円です（職員人件費を含みます）。

リサイクル適性 **A**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。